

総論

はじめに

1 今年度の厚生行政年次報告書(厚生白書)は、国際児童年にちなんで「日本の子供たち—その現状と未来—」と副題を付け、日本の子供の問題についてまとめてみることにした。我が国では、「子宝」と呼ばれ、「子はかすがい」とも言われるように昔からどちらかと言えば夫婦よりも子供中心に家庭生活が営まれてきた。そういった国民の生活感情が急速に変わるものとも思えないが、最近では統計的にも、社会現象としてもこの辺に心配な面が出ている。幼児を捨てての親の蒸発、離婚の増加、または子供の虐待や子殺しなどまで新聞記事をにぎわしている。統計的な例を子供の出産についてみると、第二次ベビーブームの後、昭和49年から急激な出生率の低下がみられ、純再生産率(1人の女子が一生に生む女兒のうち、成長して妊娠可能な年齢をすぎるまで生き残るものの数)が1.0を割り込んだまま、既に5年を経ている。この問題についての意識調査でも出産に対する考え方として「少なく生んで手厚く育てる」が基調となり、実際に1児、2児をもうけた母親の調査によると「教育に費用がかかる」、「住宅が狭くてこれ以上は無理」等の理由をあげ、ほとんどが2児までしか望まないという傾向が強まっている。戦後の「家」制度の廃止を起点とした家庭観の変化があり、更に「家業をつがせるつもりはない」、「老後は子供に面倒をみてもらう気持はない」などといった子育ての意識の変化が底流となっていると思われる。もちろんどのような家庭をつくるか、子供を何人生んで育てるかというようなことは、国民それぞれの生き方の問題であって、行政の介入すべきことではない。しかし、これからの日本にとって、確実に到来する高齢化社会は、社会全体で見ると急速に増加する高齢者を働ける年代の者の労働で扶養していかなければならないことになるわけで、それだけに少ない出生児数が続くことは、若年労働力を減少させ、社会の活力を減ずるとともに、少数の現役労働者に、高齢者扶養のためのかなり高額な費用負担の重荷を背負わせることとなりかねないという問題を含んでいる。また、そういう状況下だけに、そしてより本源的には、身体的にも精神的にも未完成で、社会的にも弱い立場にある児童を、一個の人格主体として、また社会の構成員として尊重し、その基本的な人権を守り、良好な環境のもとで育てるという児童福祉本来の立場から、新しく生まれた生命を病気や事故などで失うことなく心身ともに健全で、バイタリティーに富み、思いやりのある青少年に育成していくことの重要性は今日一層高まってきていると言わなければならない。

もちろん、子供の養育、しつけは第一義的に各家庭の権利であり、義務である。しかし、やや長じては保育所、幼稚園、学校等の在り方、更には、地域社会の実情ということも子供の成長に与える影響が極めて大きく、また、言われるように、都市化や産業構造の変化等を背景とした核家族化、家庭規模の縮小、女性の雇用労働力化等々急激な社会変化は子供の養育に関する家庭の機能を弱体化し、その代替を地域や行政に頼るなど、今や子供の健全育成は国民的課題として社会全体が考えるべき最重要課題の一つとなっているのではなからうか。このような全国的課題に行政面でこたえるには、厚生行政をはじめ、多くの行政分野で分担して行われており、今後一層その強化と統合化、効率化が図られなければならない。今回の白書は、よく言われるように「物質的には恵まれているが問題も多い」とされている現代っ子たちについて、まずその実態をできる限り客観的に資料に基づいて分析し、何が問題であるかを浮き彫りにするよう努力した。その上に立って、この現実にとどのように対処すべきかを国民すべてで考えるための材料の一部を提供しようとするものである。

2 ところで国際連合が、1979年を国際児童年と定めたねらいは要約すると次の二点に絞られるようである。

- 1) 開発途上国における児童に、食糧、医療、初等教育など基礎的サービスを提供する活動に重

点を置くこと。

2) 各国政府が、自国の児童対策が真によく実情に合って効果を上げているかどうか、もう一度見直しを行い、一般国民の理解と協力を得つつ児童福祉の一層の向上に努めること。

第一の点について若干のコメントを加えると、現在全世界に約14.3億人いると推計される世界の児童人口(満15歳未満)のうち、約80%に当たる約11.6億人はいわゆる開発途上国に住み、その多くは飢えと病気にさらされ、劣悪な生活環境のもとで、極めて高い死亡率を示していることはよく知られている。マスコミの発達が著しい今日、今なおアジアで、アフリカで局地的戦争のあおりを受けて着のみのままですまよう母子連れの映像を見て胸を痛めたことのある人も少なくないであろう。生活水準の向上のもとで、ややもすれば必要以上の金と物を子供に与えがちな最近の日本の家庭の風潮を考えあわせると、誠に「我が子への愛を世界のどの子にも」の国際児童年のスローガンのとおり、このわかりやすい最も人道的な児童の福祉の向上のための国際協力が政府のみならず民間ベースでもより盛んに行われることが、期待される。

3 国際児童年を機会にもう一つ考えておきたいことは、日本の子供の未来にとっても、国際協力の重要性が今後一層増大するということである。貿易立国ともいえるほど海外諸外国に依存して経済成長を成し遂げてきた我が国は、今後は経済一流国として世界の経済運営に相応の責任を果たさなければならないし、また、その経済力と科学技術力に期待されて東南アジアをはじめ開発途上国からの総合的な援助協力要請が強まってくるであろう。爆発的に増加してきた世界人口と有限な食糧、その他の資源という形で運命共同体として「地球は一つ」という意識が高まってきた現在、そして国民の年間の食糧のうち約4割弱を、エネルギー資源に至ってはその大部分を輸入に頼る我が国の現状を考えれば、これからの子供たちには、ぜひとも世界各国との関係で物事を考える力をつけてほしいということである。物おじせずに国際交流の場に臨み、国益の主張と同時に公平妥当な国際協力に尽力できる青年が多く出現することが期待されるわけであるが、そのためにも子供のしつけや親子の対話、学校教育などを通じて、今の子供に不足がちであると言われる社会的視野を広めることと併せて、国際性を高めることについても今後十分に配慮されるべきではなかろうか。

4 今の子供たちをめぐる問題点としてよく言われている主な点を列举してみると「過保護で年相応の自立心が育っていない」、「核家族・小家族で家庭のなかで社会人となる訓練ができない」、「知育一辺倒で体育・徳育とのバランスがとれていない」、「子供にとって一番大事な遊びの場と時間が少ない」、「体位は向上したがひ弱である」、「社会性に乏しく人から与えられるだけで与える喜びを知らない」、「勉強の出来、不出来だけが唯一の尺度となり多彩な子供の個性や独創性を伸ばせない」、「親がしつけの自信をなくし学校その他に求めている」、「家庭、地域(団地)、保育所、学校などで禁止事項が多く管理化が進んでのびのび育てない」、「子供たちは心の支えも少なく意外に孤独である」等々実に多くのことがあげられている。統計資料などに当たってみると、必ずしも妥当でないもの、証明されないものも含まれているが確かにこれらの点は憂慮される一面であろう。

しかし、一面、見方を変えると子供たちの多くは子供本来のたくましい生命力と適応力をもって問題点のある程度克服しつつおおむね順調に育っている。むしろ問題があるとすれば、経済的にも社会的にも激しく変動してきたなかで、未来への不安、多様化する価値観など親や教師の方が戸惑っている場合が多く、その自信のなさが子供に対する確固たる「しつけ」の欠如になっていることの方が重大であるとの指摘もある。

5 第二次大戦後における奇跡とも言われた我が国の経済復興は目覚ましいものであった。しかし、社会の出来事は、一つの解決が次の困難を生む。例えば、1)余りにも経済成長重視の動きが自然破壊を進め生活環境を悪化させた。2)都市化は生活の利便を増したが、隣人との心の触れ合いを弱めた。3)婦人の職場進出は家計のゆとりを生んだが、育児や保育に困難な問題を生じさせた。4)家計のゆとりは、進学率を高め受験競争を激化させる一因となった。これらの社会経済的な変動が短期間に大規模に行われたことがいろいろな形で子供の健全育成という点から新たな問題を生んでいるのである。

6 かつて、戦前には、市部、郡部に分けると児童の70%は郡部に生まれ育っていた。それが昭和30年代から急激な経済成長に伴う大都市圏への人口移動が進み、それも若年層が多かった結果、今日、14歳以

下の児童の実に76%は都市部に住んでおり、地域別出生率の動向からみるとその比重は一層高まるものと思われる。つまり、今日において子供の問題はより多く都市の問題なのである。そういう観点で見ると、戦後大筋において我が国の繁栄と発展について過ちなかった政治行政も、経済上の要請で生じた大都市圏への人口の大移動に当たって、その社会的側面、すなわち十分な住宅の確保、生活環境の整備、自然環境との調和、保育所等の整備、文化スポーツ施設、子供の遊び場、児童館等の計画的配置等において相当の後れをとってしまったと言わざるを得ない。既に、厚生白書では37年版で、人口の大幅移動に伴う過密過疎の現象とこれに対する社会福祉面での対応の重要性を指摘してきたし、44年版では公害対策の緊急性や生産基盤の社会資本に比べ立ち後れの著しい生活基盤の社会資本の重点整備を主張してきたが、いずれもやや後れた形でしか実現をみなかった。

7 もっとも、この都市化の進展等に伴う社会経済上の急激な変動は、その表われた形は別として多くの先進諸国にも共通して困難な社会的問題を引き起こしているようである。広い意味での児童問題に限っても単身で都市に働く孤独な青年の増加と非行、物心ともに十分な備えのない若過ぎる男女の結婚と離婚、未婚の母の増加、結婚をしない男女の増加、出生率の著しい低下、子供の虐待、離婚再婚の増加による児童福祉上の問題等々が、多くの国々の新聞雑誌等で報じられている。これらの傾向について我が国でも既にその兆しがあるが、何年か後、一層その傾向を強めていく心配はないのであろうか。

8 我々は、以上述べたような多くの難問について、直接その回答やとるべき施策の方向についての十分な答を用意しているわけではない。しかし、繰り返し述べるが、今日の子供たちが抱えている問題を直視し、我が国社会の将来の在り方とも重ね合わせて何に重点を置くべきか、何を改めるべきかを考える契機にしてもらいたいと念願するものである。価値観の多様化した時代とはいえ、落ち着きと暖かみのある家庭、心の触れ合いと連帯意識に支えられた地域社会、自立自助の精神と相互扶助の精神に支えられ貧富の差も少なく、必要な時期には簡素で効率よく機能する社会保障があり、老人も子供も生き生きとしたゆとりある社会の実現という理想については、何人も異存はないであろう。

このような目標に向かって進むためにも、国連の指摘するように、まず児童問題が基本的に重要であることを認識し、その点に関し国をあげて関心を持ち、より良い方向へ向けて一歩ずつ前進することが何よりも肝要であると考えている。

以下の各章で述べることは、厚生省所管の乳幼児、児童について主に健康と福祉の問題を中心にした現状説明が中心であるが、関連して、児童の生活全般に触れる部分もある。そして対応策の方向としては、考え方のヒント程度に止めたものが多い。

なぜなら、日本の未来をどのように想定し、その社会において中心となるべき現在の子供たちをどのように育てるべきかは、まず親の考え方、生き方にかかわるものであり、その上にいわゆる国民的合意として、国民のより多数の意見が調整され積み上げられて完成すべきものであるからである。しかし、我々は戦後の荒廃もようやく収まりかけた昭和26年、国民代表が集まり、子供の憲法とも言うべき「児童憲章」を制定している。その先見性は、国際的にも高く評価されたもので、基本的考えとしては、格調の高い普遍的な真理を示すものである。総論巻末の原文をぜひ参照されたい。

